(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 05年 04月 17日

和歌山市長様

提出者 〒640 — 8303 住 所 和歌山市鳴神123-1

> 氏 名 医療法人 裕紫会 中谷病院 理事長 中谷 剛

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 073-471-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	医療法人 裕紫会 中谷病院
事	業場の所在地	和歌山市 鳴神123-1
計	画 期 間	令和5年4月1日~令和6年3月31日
当詞	该事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
	①事業の種類	医療業
	②事業の規模	病床数 / 195
	③ 従 業 員 数	医療従事者数 / 300(医師数 11 )
	④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	処理業務委託:収集運搬・処分(焼却)

(日本工業規格 A列4番)

		KIJEJK.	100 0 XC VI	1(二)不	る管理体制に関	割りる事項						
	(管理体	本制図)	)									
	院長	長 ⇒ 担当事務長(産業廃棄物管理票交付) ⇔ 処理委託契約業者(運搬・処分)										
	2020年	三2月1日より電子マニフェストにて運用。										
	2020	至2月1日より電子マニフェストにて運用。										
特別	川管理産業	美廃棄/	物の排出	の抑制	訓に関する事項	<u> </u>						
	別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和4年度)実績】											
					- · · ·							
		特別管理	理産業廃棄物	の種類	感染性廃棄物							
		排	出	量	154.658 t	t	t	t	t			
	① 現	(これまでに実施した取組)										
	状											
		分別	により補	分別により補液バック等を廃プラスチックにて産業廃棄物処理。								
		Ţ⊟;	<b>                                    </b>									
				o few	- P.Va. III de de di							
		特別管理	理産業廃棄物		感染性廃棄物							
				1の種類 量	感染性廃棄物 149 t	t	t	t	t			
		特別管理	理産業廃棄物	量	149 t	t	t	t	t			
	②計画	特別管理	理産業廃棄物	量		t	t	t	t			
	②計画	特別管理	理産業廃棄物	量	149 t	t	t	t	t			
	②計画	特別管理	理産業廃棄物	量	149 t	t	t	t	t			
	②計画	特別管理	理産業廃棄物	量	149 t	t	t	t	t			
		排	理産業廃棄物 出 後実施す	<u>量</u>	149 t	t	t	t	t			
特別	②計画	特別管理 排 (今年	理産業廃棄物 出 後実施す	る予算	149 t 定の取組) する事項				t			
特別		特別管理 排 (今 <sup>2</sup>	理産業廃棄物 出 後実施す	量 一る予算 かる特別	149 t 定の取組) する事項 則管理産業廃棄				t			
特別		特別管理 排 (今) (今) (分)	理産業廃棄物 出 後実施す 分でない。	に関うな体の	149 t 定の取組) する事項 川管理産業廃棄 の区分	医物の種類及(			t			
特別	川管理産業	特別管理 排 (今) (今) (分)	理産業廃棄物 出 後実施す 分でない。	に関うな体の	149 t 定の取組) する事項 則管理産業廃棄	医物の種類及(			t			
特別	川管理産業	排(今)	理産業廃棄物 出 後 の し個ム 分 で体 数 い・ 類	量 に関する である である である である である である である である である であ	149 t 定の取組) 対容事項 対管理産業廃棄 か区分 染性廃棄物とし	<b>毛物の種類及び</b> て処理委託	ド分別に関する	5取組)	t			
特別	川管理産業	排(今)	理産業廃棄物 出 後 の し個ム 分 で体 数 い・ 類	量 に関する である である である である である である である である である であ	149 t 定の取組) する事項 川管理産業廃棄 の区分	<b>毛物の種類及び</b> て処理委託	ド分別に関する	5取組)	t			

自	う行う特別	川管理産業廃棄物の再	<b>写生利用に関す</b>	る事項							
		【前年度(令和4年	度)実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
	① 現	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t				
	状	(これまでに実施し	た取組)								
		【目標】									
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
	②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t				
	<b>О</b> п <b>м</b>	(今後実施する予定	官の取組)								
自员	う行う特別	川管理産業廃棄物の口	中間処理に関す	つる事項							
		【前年度(令和4年度)実績】									
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t				
	① 現 状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t				
		(これまでに実施し	た取組)								
		【目標】									
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t				
	②計画	自ら中間処理により減量す。 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t				
		(今後実施する予定	官の取組)								

自	う行う特別	川管理産業廃棄物の均	里立処分に関す	<b>上る事項</b>			
		【前年度(令和4年	度)実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	① 現 状	自ら埋立処分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t
		(これまでに実施し	した取組)				
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	②計画	自ら埋立処分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t
		(今後実施する予定	官の取組)				
特別	別管理産業	<b>検察棄物の処理の委</b> 記	そに関する事項	頁			
		【前年度(令和4年	度)実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
		全処理委託量	154. 658 t	t	t	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	① 現 状	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
		(これまでに実施し	した取組)				

		【目標】									
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
		全処理委託量	149 t	t	t	t	t				
		優良認定処理業者への 処理委託量	149 t	t	t	t	t				
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t	t				
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t				
	②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t				
		(今後実施する予算	三の取組)								
		【前年度(令和4年	度)実績】								
	子情報処 且織の	特別管理 排 (ポリ塩化ビフ:	154. 658 t								
使月	用に関す 事項	(今後実施する予定の取組等) 引き続き電子マニフェスト運用									
※事務処   理欄											

## 処理計画書共通別紙

(産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類が6以上の場合使用し、10以上の場合はコピーして使用してください)

(単位: t)

	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類	1 感染性原	<b>E棄物</b>	·		3		4		5	
排出量(第3面)	149	154.658								
自ら再生利用する量(第3面)										
自ら熱回収する量(第3面)										
自ら中間処理により 減量する量(第3面)										
自ら埋立処分又は海洋 投入処分する量(第4面)										
全処理委託量(第4.5面)	149	154.658								
優良認定処理業者 への処理委託量	149	0								
再生利用業者への 処理委託量										
認定熱回収業者への 処理委託量										
認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量										

	目標値	実績値								
産業廃棄物の種類	6		7		8		9		10	
排出量(第3面)										
自ら再生利用する量(第3面)										
自ら熱回収する量(第3面)										
自ら中間処理により 減量する量(第3面)										
自ら埋立処分又は海洋 投入処分する量(第4面)										
全処理委託量(第4.5面)										
優良認定処理業者 への処理委託量										
再生利用業者への 処理委託量										
認定熱回収業者へ の 処理委託量										
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が6以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。